日本では現在までに約300種の野生のランが確認されています。記録の管理が始まって以来、そのうちの4種がすでに絶滅し、70％（約200種）が現在絶滅の危機に瀕しています。ランはとても美しい花をつけるため、野山で採取されてしまうことが多く、その数は一定して減り続けています。その結果、現在では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」、「自然公園法」、「文化財保護法」といった、野山での指定植物の採取を規制する規則や法令が敷かれています。種の保存法により国内希少野生動植物種に指定されている植物の中で、ラン科植物は最も指定種の数が多くなっています。

また、このことは日本国内だけの問題ではありません。野生のランは世界中で絶滅が危惧されており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（別名ワシントン条約）」などの国際規制によって、すべてのランには国際間の移動に明確な規制がかけられています。